

第五次長野県環境基本計画 骨子（案）

令和 4 年 7 月

長野県環境審議会

目 次

第1章 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・●

- 1 計画の位置付け
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進
- 3 計画の期間
- 4 対象とする施策の範囲

第2章 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・●

- 1 持続可能な社会の構築に関する状況
- 2 脱炭素社会の構築に関する状況
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用に関する状況
- 4 水環境の保全に関する状況
- 5 大気環境等の保全に関する状況
- 6 循環型社会の形成に関する状況

第3章 長野県の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・●

- 1 持続可能な社会の構築
- 2 脱炭素社会の構築
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 4 水環境の保全
- 5 大気環境等の保全
- 6 循環型社会の形成

第4章 計画期間中の目標と実施施策・・・・・・・・・・・・・・・・●

■基本目標

■実施施策

- 1 持続可能な社会の構築
- 2 脱炭素社会の構築
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 4 水環境の保全
- 5 大気環境等の保全
- 6 循環型社会の形成

■地域の特性を踏まえた取組の推進

- ・標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）
- ・地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）

第5章 計画の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・●

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗管理と評価
- 3 計画の見直し

第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画の位置付け、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画の位置付け

- 長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）」第8条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号）」第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「水環境の保全」を「長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）」第7条の規定による「第七次長野県水環境保全総合計画」として、「生物多様性・自然環境の保全と利用」を「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」第13条の規定による「第二次生物多様性ながの県戦略」として位置付けます。

2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

- 2015年（平成27年）9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。



- 目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。
- 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっています。本計画では、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

3 計画の期間

- 2023年度（令和5年度）を初年度とし、2027年度（令和9年度）を目標年度とする5年間を対象とします。

4 対象とする施策の範囲

- 持続可能な社会の構築に関すること
- 脱炭素社会の構築に関すること
- 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること
- 水環境の保全に関すること
- 大気環境等の保全に関すること
- 循環型社会の形成に関すること

第2章 現状と課題

第2章では、計画策定の背景となる本県の環境をめぐる現状と課題について、主な項目ごとに、国内外の動向も含めて示します。

1 持続可能な社会の構築に関する状況

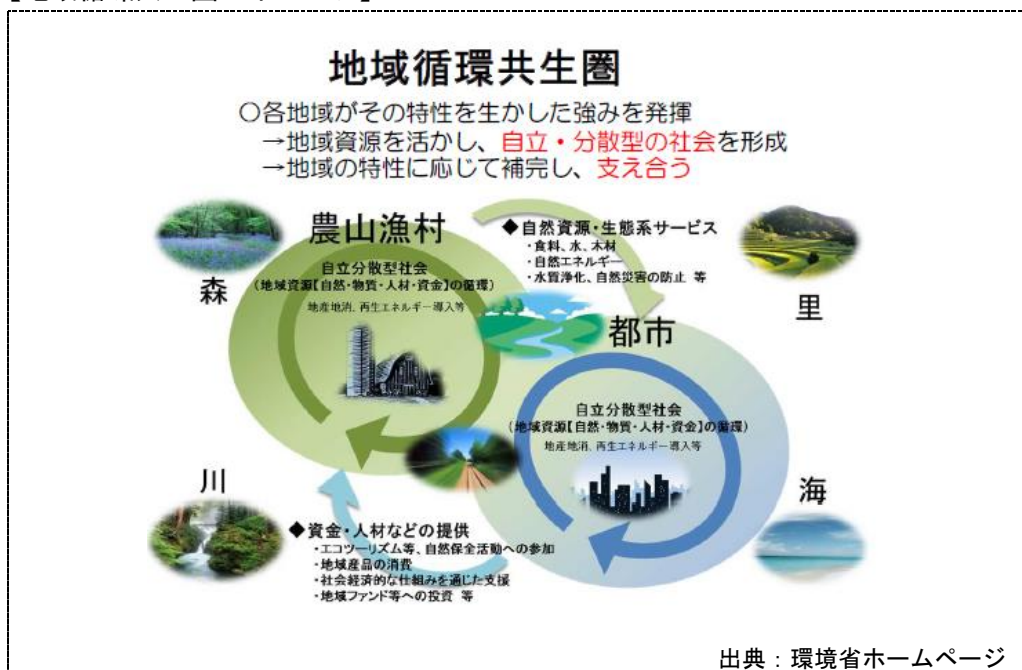
- SDGs を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたことを受け、国は2016年（平成28年）5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月にSDGs達成に向けた中長期的な国家戦略である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定しました。

この実施指針は2019年（令和元年）12月に改定され、改定指針において、地方公共団体には、SDGs達成へ向けた取組の更なる加速化とともに、地域の優良事例の国内外への積極的な発信・共有と、更なるSDGsの浸透を目指した多様なステークホルダーに対するアプローチが期待されています。

また、同指針において、地方公共団体には、国の第五次環境基本計画（2018年（平成30年）4月閣議決定）で提唱された「地域循環共生圏」（再生可能エネルギーなどの自然資源のほか、人材や資金なども含めた様々な地域資源を活かして地域ごとに自立・分散型社会を形成し、地域の特性に応じて補完し地域同士で支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方）の創造が求められています。

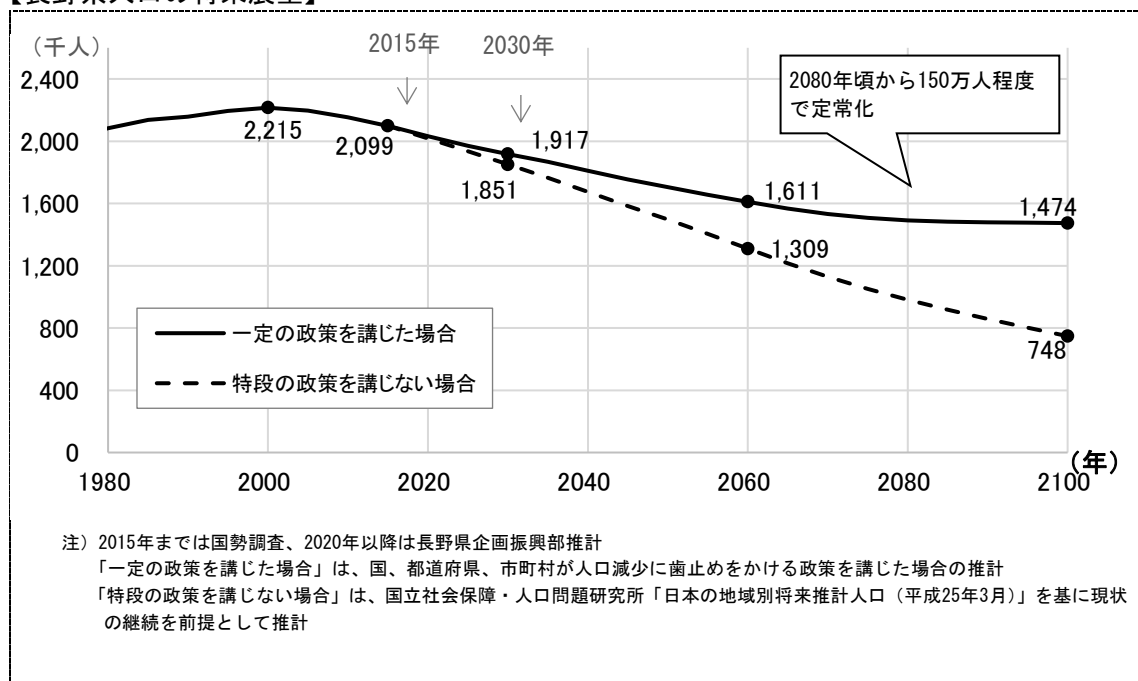
- 国や地方公共団体だけでなく、民間企業においても経営戦略の中にSDGsを据え、個々の事業戦略に落とし込むことで、持続的な企業成長を図っていくことが重要です。地球規模課題や社会課題に企業活動が与える影響に対する消費者の関心の向上や、ESG投資の活発化により、大企業を中心に経営層へのSDGsの浸透は一定程度進んできましたが、企業数でみると大多数を占める中小企業への更なる浸透が課題となっています。

【地域循環共生圏のイメージ】



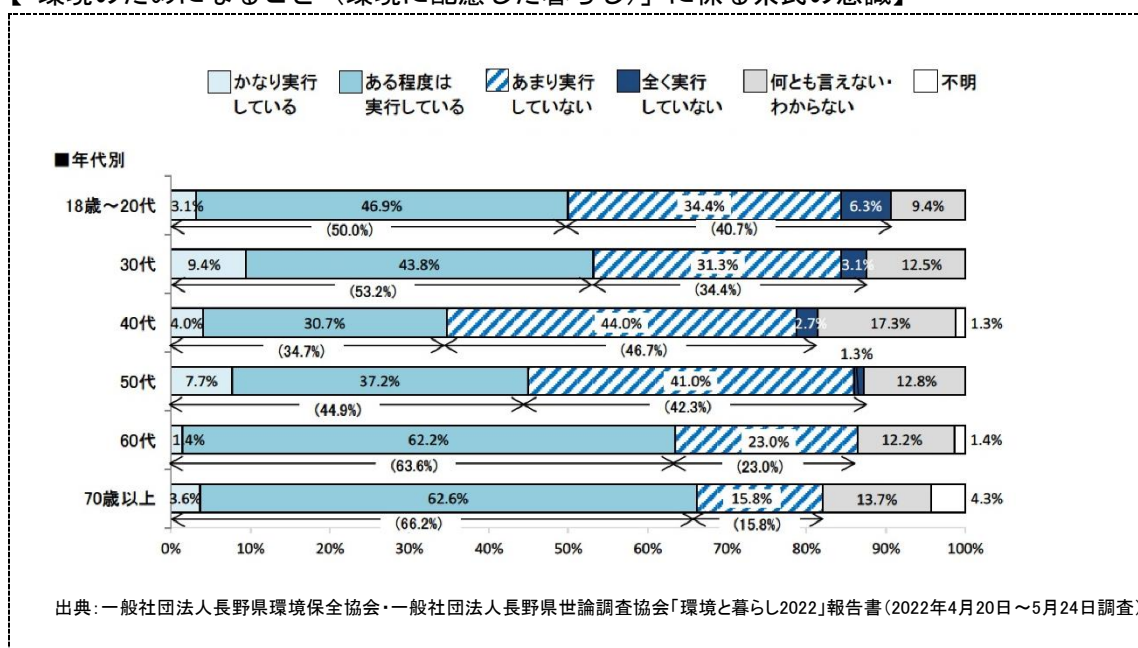
- 本県の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少に転じ、当面は生産年齢人口を中心に総人口の急激な減少が続く、人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合でも、長期的には150万人程度で定常化する見通しとなっています。人口減少は、国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手の減少をもたらすなど、地域活力の低下が懸念されます。

【長野県人口の将来展望】



- 2022年（令和4年）に長野県環境保全協会・長野県世論調査協会が行った県民意識調査によると、日頃から「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行している人の割合は全体で54.2%でした。また、年代別にみると、「環境のためになること」を実行している」人の割合は、60代以上では6割以上、18歳～30代では約5割に対し、40代及び50代の世代では4割前後でした。

【「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」に係る県民の意識】



2 脱炭素社会の構築に関する状況

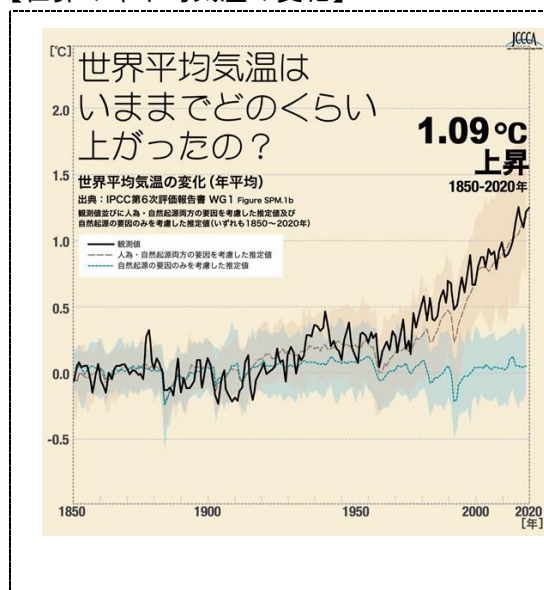
- 地球温暖化は確実に進行しており、世界の年平均気温は工業化以前と比較して約1℃上昇しています。地球温暖化の原因は、工業化以降の二酸化炭素（CO₂）などの人為的な温室効果ガスの排出量の増加にあるとされています。

国際的な専門家組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2014年（平成26年）に取りまとめた第5次評価報告書によると、「気候システムの温暖化は疑う余地はなく、人間活動による影響が近年の地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い。」とされていましたが、2021年（令和3年）に公表した第6次評価報告書では、「人間活動による影響が地球温暖化を引き起こしたことは疑う余地がない。」と断定的に表現されました。

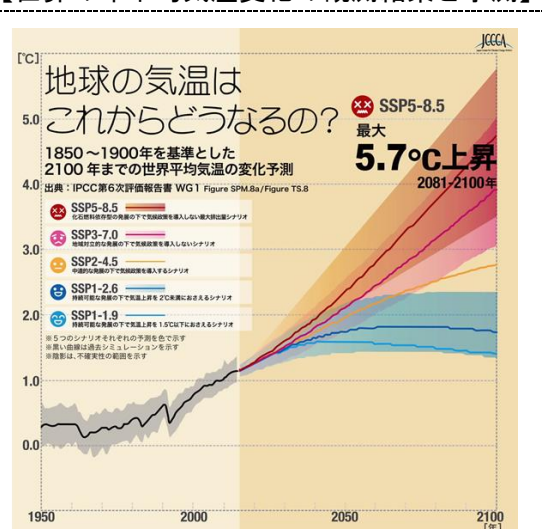
第6次評価報告書によると、化石燃料依存型の発展の下で対策を講じない場合の温室効果ガス最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）では、21世紀末（2081年～2100年）には、工業化以前と比較して最大で5.7℃の平均気温上昇が予測されています。

こうした地球温暖化は、既に猛暑日や大雨・無降水日の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に大きな影響をもたらしています。さらに進行すると、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康などの様々な分野に広範囲で不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。

【世界の年平均気温の変化】



【世界の年平均気温変化の観測結果と予測】



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

- 2015年（平成27年）にフランス・パリで開催されたCOP21において、「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という世界共通の長期目標が定められました。また、2021年（令和3年）にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26において、平均気温上昇を1.5℃に抑えるための努力を継続する決意と、そのために世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があることに合意する「グラスゴー気候合意」が取りまとめられました。

一方、2016年（平成28年）12月のオーストラリアのデアビン市を皮切りに、国内外の世界各地の自治体で「気候非常事態宣言」を行う動きが広がっています。これは、記録的な高温や大雨、台風の大型化など、世界中で異常気象が目に見えて増加していることに

加え、科学的知見の蓄積により、気候変動の緊急事態性の認識が高まっていることなどが要因と考えられます。

- 国においては、2020年（令和2年）10月に、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラル実現を目指すことを表明しました。同年11月には、衆参両院において相次いで気候非常事態宣言が決議され、脱炭素社会の実現に向けて国を挙げて取り組む意思が明確に示されました。

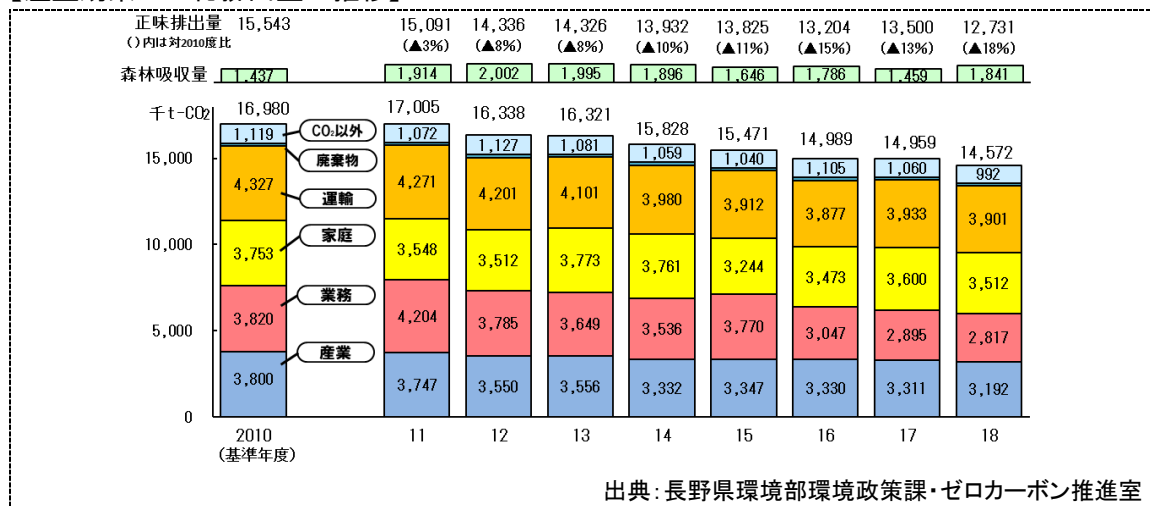
また、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」を規定するとともに、2021年（令和3年）10月に地球温暖化対策計画が改訂され、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%減とする目標を設定しました。

- 本県においても、令和元年東日本台風の甚大な被害を受け、2019年（令和元年）12月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること」（2050ゼロカーボン）を決意するとともに、2020年（令和2）4月には気候非常事態宣言の理念を具現化するため、「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量の7割削減、再生可能エネルギー生産量の3倍以上拡大などの具体的な数値目標を掲げました。また、2020年（令和2年）10月には、全国で初めて、2050ゼロカーボンを目標に掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例（令和2年長野県条例第39号）」（以下「ゼロカーボン条例」という。）が全会一致で可決・成立しました。

さらに、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指した取組を推進するため、中間目標となる2030年度までを計画期間として、ゼロカーボン条例に基づく第一次の行動計画及び地球温暖化対策推進法に基づく第四次長野県地球温暖化防止県民計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」を2021年（令和3年）6月に策定し、温室効果ガス正味排出量を2030年度（令和12年度）に2010年度（平成22年度）比で60%削減する高い目標を設定しました。

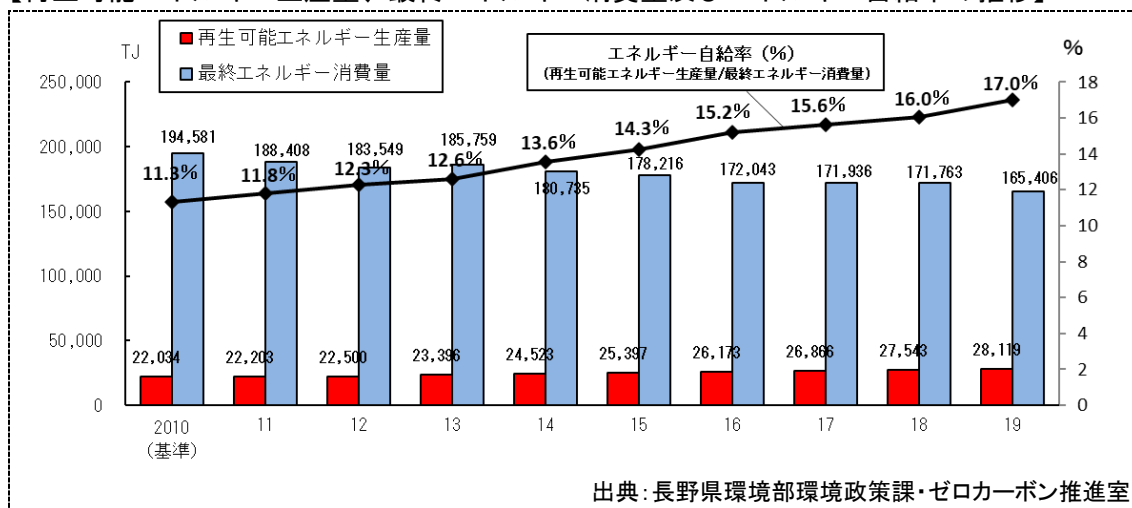
なお、県内の2018年度（平成30年度）の温室効果ガス正味排出量は1,273万 t-CO₂で、基準年度2010年度（平成22年度）比で18%減少しています。

【温室効果ガス総排出量の推移】



- 再生可能エネルギーの普及については、2012年度（平成24年度）の再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T制度）の導入や各種普及施策等により、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー生産量が増加しています。一方で、太陽光発電設備が森林や住宅地の近隣を開発して設置されるなど、自然環境や生活環境、景観、防災への影響が懸念される事例もあります。

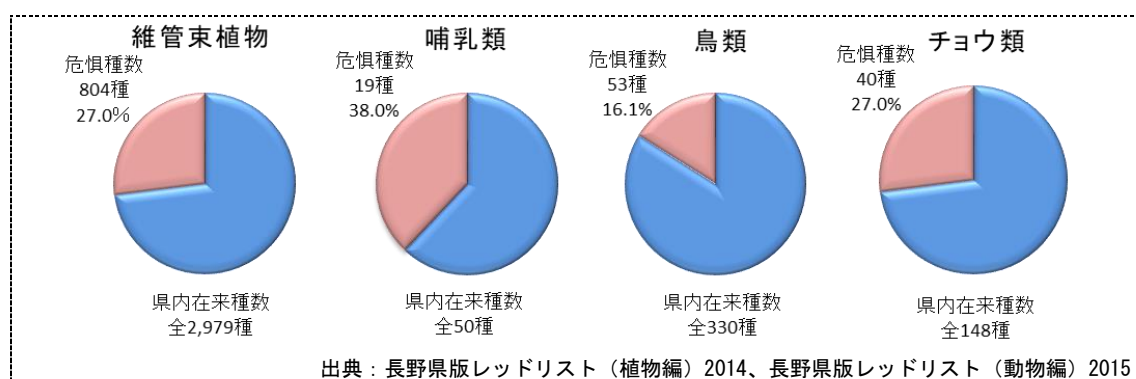
【再生可能エネルギー生産量、最終エネルギー消費量及びエネルギー自給率の推移】



3 生物多様性・自然環境の保全と利用に関する状況

- 我が国は世界の中でも保全優先度の高い「生物多様性ホットスポット」の一つとされており、特に本県は日本の中でも生物多様性の豊かな場所とされています。日本の屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける多様な気候、さらには里山や草原といった人の営みによって形成される自然環境により、豊かな生物多様性が培われています。ライチョウや高山植物はそのシンボルともいえる存在です。しかしながら、「開発、過剰な捕獲・採取」、「里山や草原の利用・管理の衰退（ニホンジカの分布拡大など）」、「外来種の移入・分布拡大、水質の汚濁」、「気候変動の影響」などにより、野生動植物の生息環境が悪化し、本県の生物多様性に危機が及んでいます。2014年（平成26年）から2015年（平成27年）にかけて改訂した「長野県版レッドリスト」では、絶滅のおそれのある種数（危機種数）は、維管束植物804種（県内在来種2,979種中、27.0%）、脊椎動物で98種（県内在来447種中、21.9%）に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています。

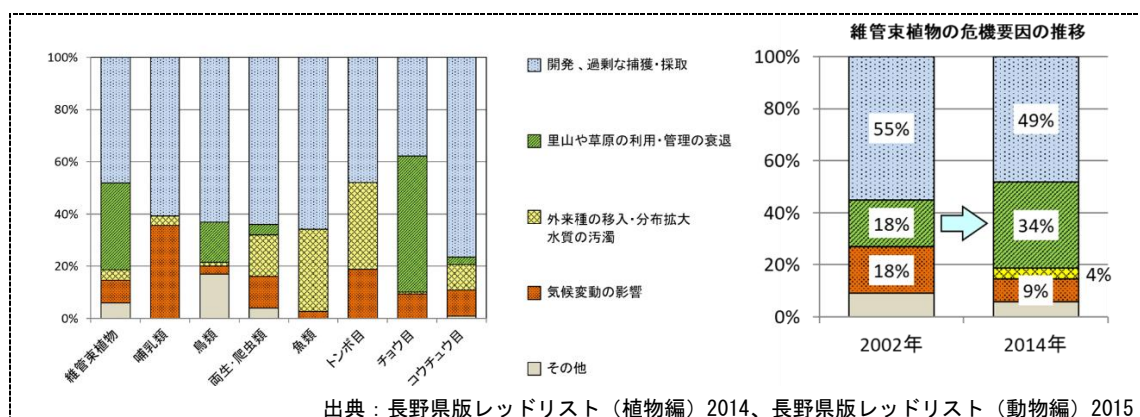
【県内在来種数のうち、危機種の割合】



- 里地里山は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物と信州ならではの暮らしや文化を育む役割を果たしてきました。しかしながら、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や草地、荒廃農地の増加やニホンジカなどの野生鳥獣による被害拡大等によって、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧されています。

また、森林をはじめとした里地里山の適切な利用と管理は、気候変動対策や防災・減災など多様な社会課題の解決に寄与すると期待されており、再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全との両立も重要な課題となっています。

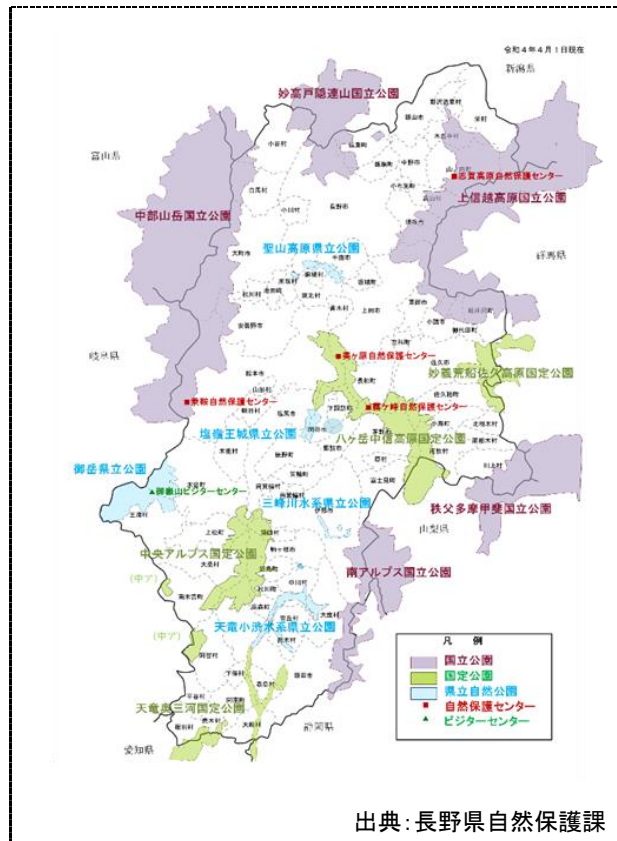
【絶滅のおそれのある種の危機要因】



【県内の自然公園】

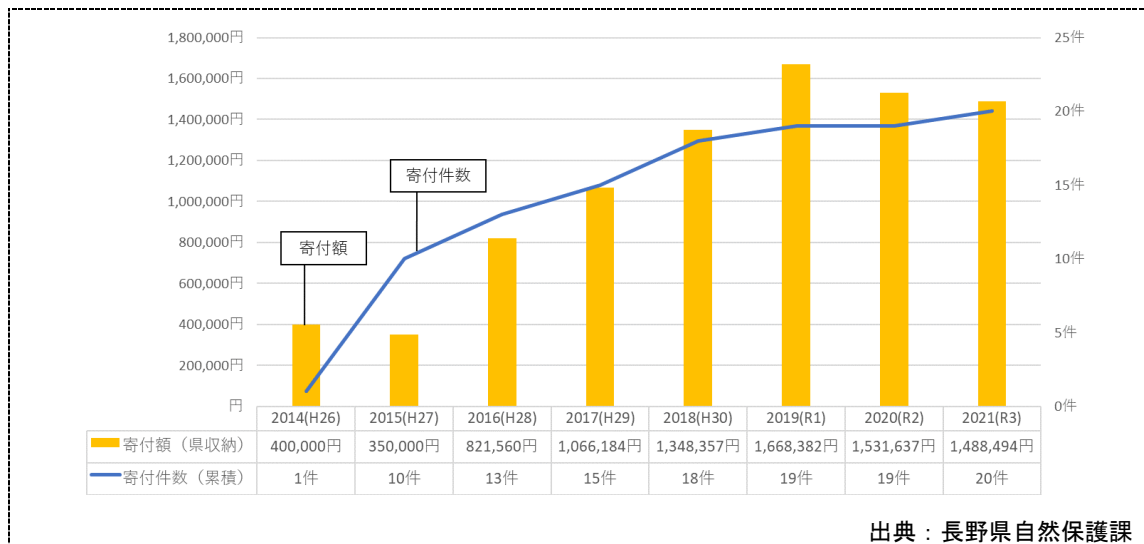
- 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園に指定（国立公園 5 地域、国定公園 4 地域、県立自然公園 5 地域）され、面積は全国 3 番目の広さであり、県土の約 20%を占めています。

また、我が国は2030年までに陸域と海域の30%を保全すること（30by30：サティバイサーティ）を国際約束しており、我が国の山岳・高原を代表する本県の自然環境の特色を踏まえて、この陸域の保全拡大に寄与することが期待されています。自然公園に指定されている区域の外にも、農地・里山・草原などの生物多様性の豊かな地域が広がっており、そのような地域でも保全と持続可能な利用の両立が望まれます。



- 山岳・高原の景観に代表される豊かな自然環境とのふれあいを楽しむため、本県には各地から多くの人々が訪れています。しかし、利用の集中する地域では、踏みつけによる植生破壊やし尿処理などの問題が生じています。他方では、管理や保全活動の担い手が高齢化し、活動の継承が困難になりつつあることも問題となっています。その一方、気候変動などの地球環境問題への社会の意識の高まりを受けて、民間企業等においても自然環境に関心を寄せ、様々な主体が行う自然保護活動への支援が増えています。今後は、既存の活動主体同士をつなぐとともに、新たな担い手の参画やその活動を支える仕組みを構築していくことが期待されています。

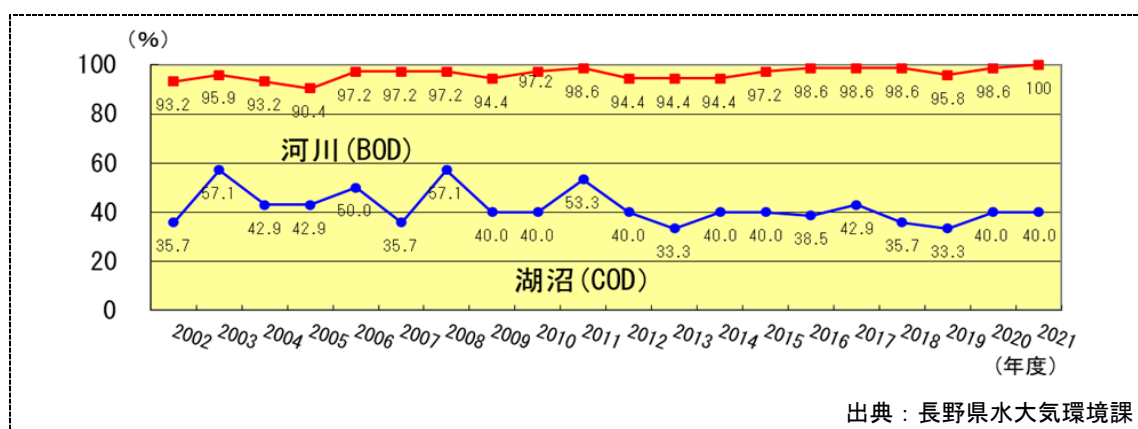
【生物多様性保全パートナーシップ協定等による企業からの支援の推移】



4 水環境の保全に関する状況

- 本県には、日本海に注ぐ信濃川（千曲川）、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曽川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、その上流に位置する県として、水質などの保全に努める必要があります。県内の河川・湖沼などの水質は、下水道等の普及や家庭・工場等からの排水の適正処理により、長期的には改善が進んできています。2021年度（令和3年度）の河川の水環境基準達成率は測定開始以来、初めて100%となるなど良好な状況にある一方、湖沼の水環境基準達成率は40.0%と低い状況となっています。このうち、諏訪湖については、水質は改善してきていますが、近年ヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素の拡大といった新たな課題が生じています。

【環境基準（BOD・COD75%値）達成率の推移】

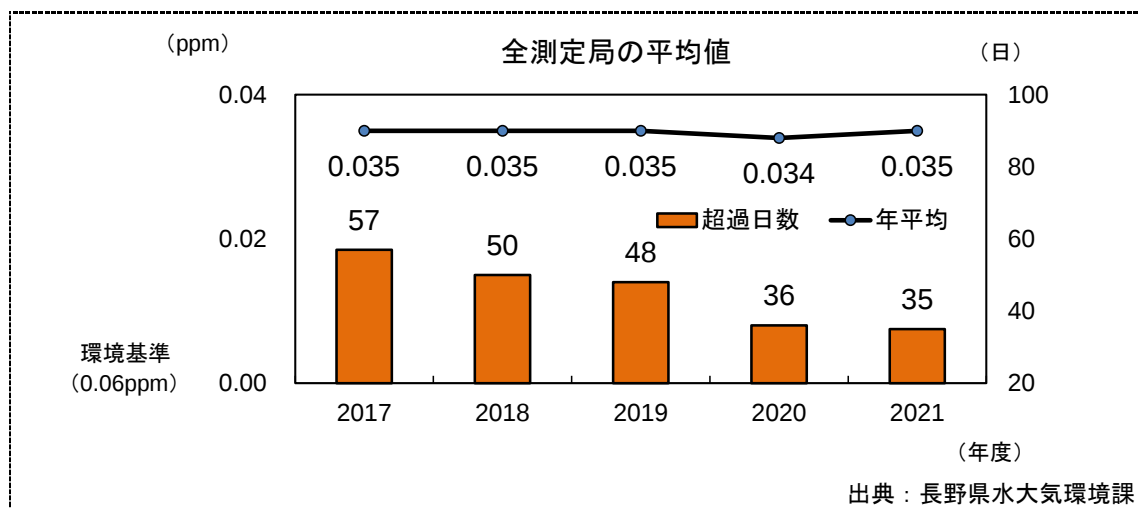


- 近年、水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能^{かん}の低下などが危惧されています。

5 大気環境等の保全に関する状況

- 光化学オキシダントを除く大気汚染物質について、2021年度（令和3年度）は、全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況が続いています。一方、光化学オキシダントの環境基準は全測定局で未達成となっています。また、近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）が国内外から移流することによる広域的な大気汚染が懸念されています。

【光化学オキシダントの年平均値及び環境基準を超えた日数の推移】

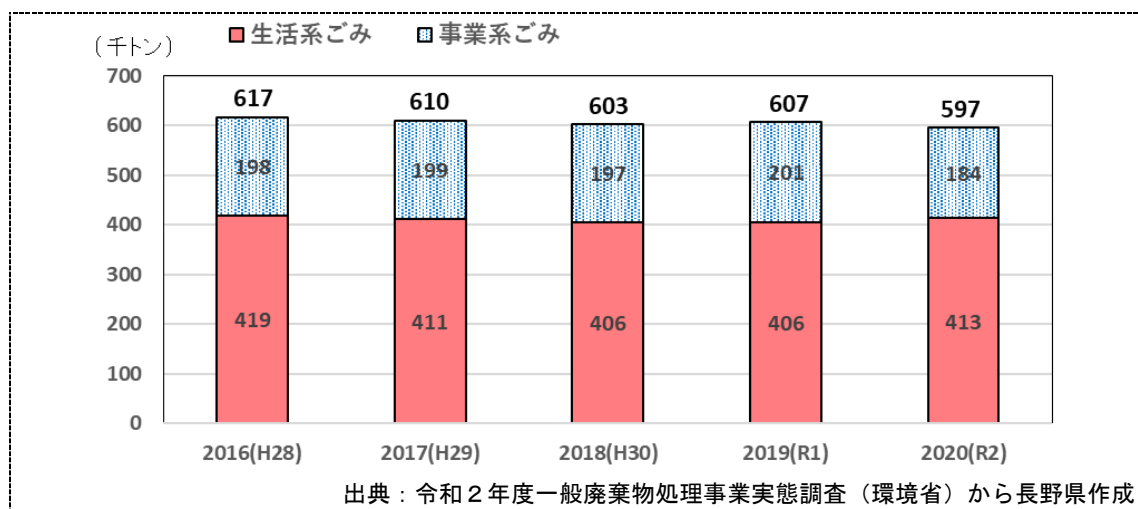


- アスベスト（石綿）が規制された2006年（平成18年）8月以前に建築されて老朽化した建築物が解体時期を迎えています。今後、解体作業の増加が見込まれるため、アスベストの周辺環境への飛散が懸念されます。
- 道路交通による騒音の環境基準の達成率（2021年度（令和3年度））は96.1%で改善傾向にありますが、新幹線による騒音の環境基準の達成率（2021年度（令和3年度））は58.8%となっており、金沢延伸以降、新たに環境基準を超過する地点が見られます。
- 環境中のダイオキシン類やベンゼン・トリクロロエチレンなど有害化学物質の濃度は、すべての測定地点で環境基準等を達成しており、良好な状況が続いています。

6 循環型社会の形成に関する状況

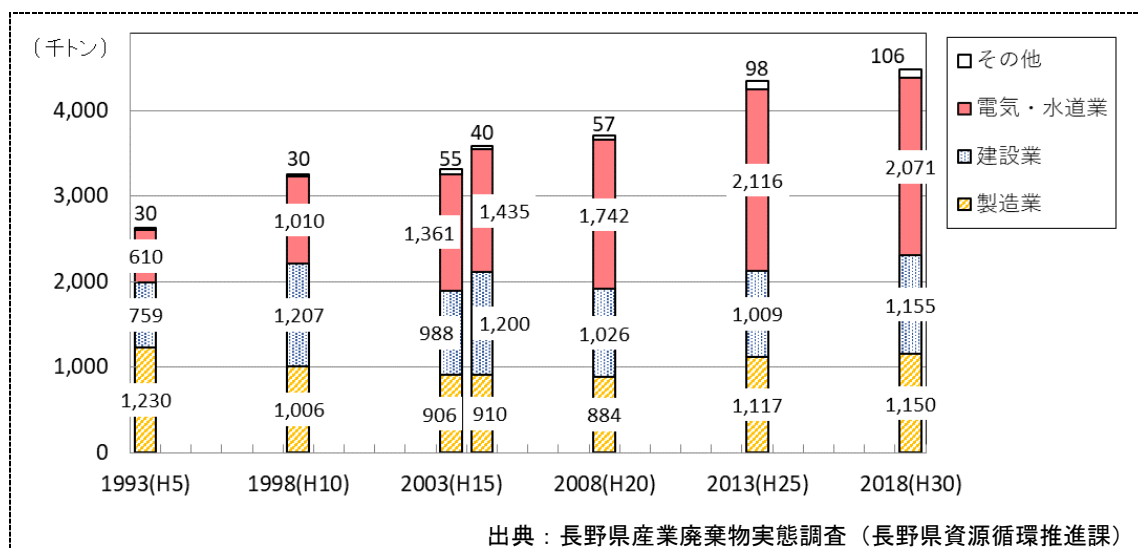
- 一般廃棄物については、2011年度（平成23年度）以降、総排出量、県民1人1日当たりの排出量とも減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）の総排出量は約60万トンとなっています。県民1人1日当たりの排出量は807グラム（全国値901グラム）で、全国値を約100グラム近く下回り、ごみ排出量の少なさは、全国の都道府県の中でもトップレベルです。2019年度（令和元年度）までは、生活系ごみは減少傾向、事業系ごみは横ばい傾向でしたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症による外出規制等の影響を受け、生活系ごみは増加する一方で、事業系ごみは減少しました。

【一般廃棄物排出量の推移】



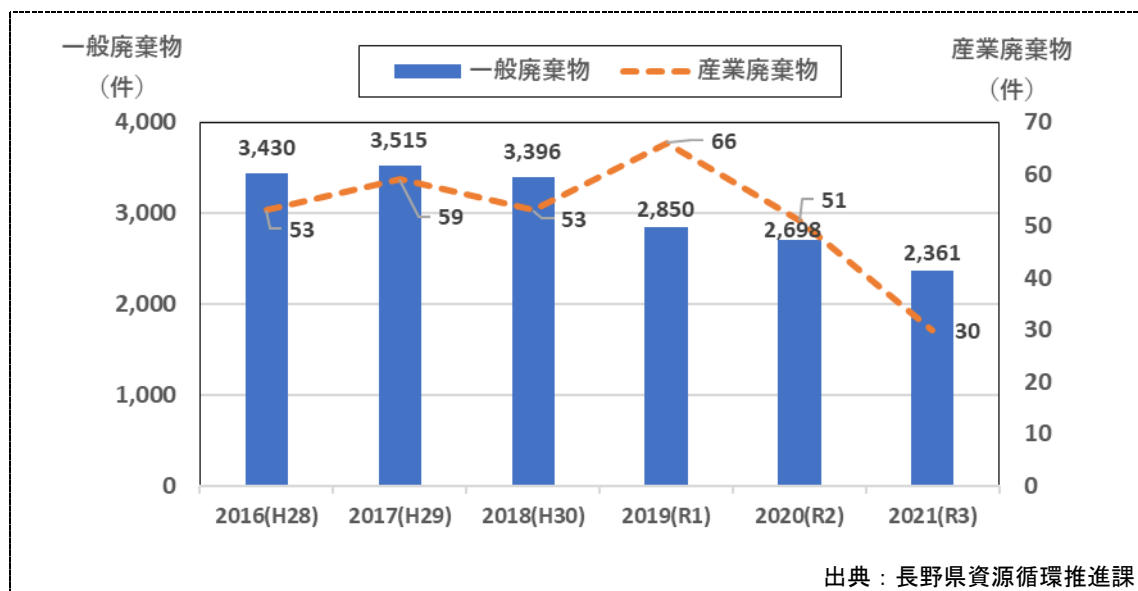
- 産業廃棄物については、2018年度（平成30年度）の排出量は約448万2千トンとなっています。電気・水道業が約207万1千トンで最も多く、次いで建設業が約115万5千トン、製造業が約115万トンとなっています。2013年度（平成25年度）と比べて建設業と製造業は増加傾向に、電気・水道業は減少傾向にあります。

【産業廃棄物排出量の推移】

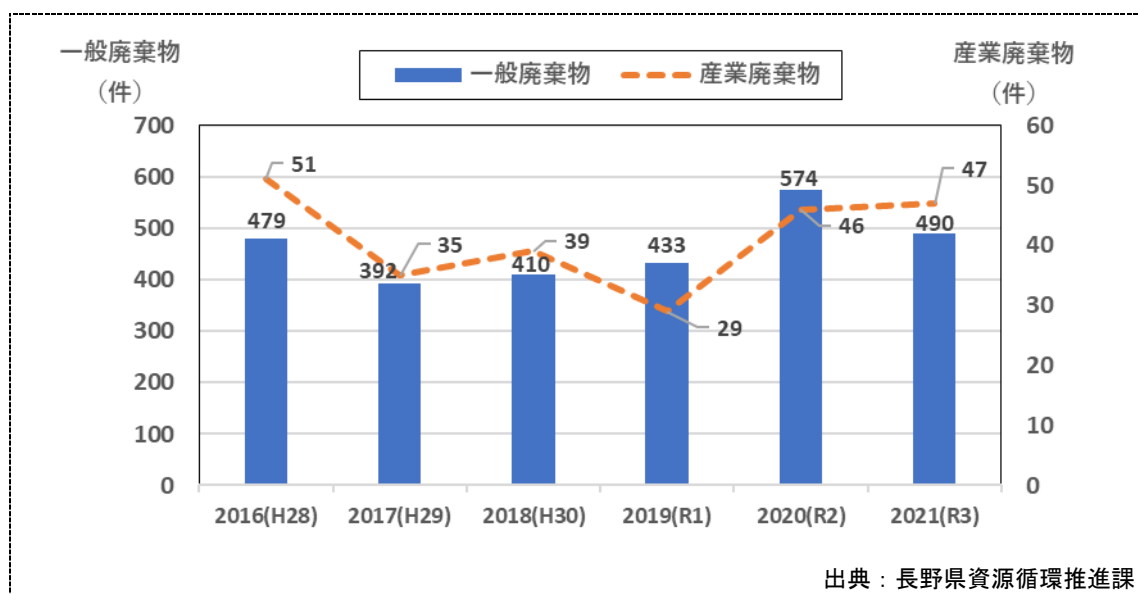


- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等への立入検査は、年間8,000件程度実施していますが、廃棄物の保管基準違反やマニフェストの記載不備などが後を絶たない状況にあります。また、不法投棄の発見件数は2019年（令和元年）以降減少傾向ではありますが、野外焼却の発見件数は増加傾向となっています。

【不法投棄発見件数の推移】



【野外焼却発見件数の推移】



- 廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）、廃石綿等の有害な廃棄物については、不適正な処理が行われると人の健康又は生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 災害廃棄物の適正処理に当たっては、県や市町村はあらかじめ災害廃棄物の処理方針を定める災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に迅速に対応することが求められます。2021年度（令和3年度）末時点において、市町村災害廃棄物処理計画の策定率は60%を超えました。

第3章 長野県の将来像

第3章では、第2章の現状と課題を踏まえ、概ね2030年頃※に目指す本県の将来像を示します。
※次期総合5か年計画との整合を検討

1 持続可能な社会の構築

- 持続可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりがSDGsの意味を理解して日々の暮らしを見直し、誰もが環境に配慮した行動を実践しています。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップが構築され、環境保全活動が活発に行われています。
- 豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイル、食料やエネルギーの「地消地産」や、資源を循環利用し続けながら新たな付加価値を生み出し続けようとする「循環経済」など地域で資源が循環する持続可能な経済・社会システムなどが魅力となり、移住者や交流人口が増加しています。

2 脱炭素社会の構築

- 2050ゼロカーボンの実現に向けて、EV・FCV、高効率家電・事業用設備、ZEH・ZEBなどの普及により、家庭や事業活動など社会全体で省エネルギーが徹底されるとともに、自家用車から徒歩・自転車・公共交通などへ移動手段の転換が進んだ脱炭素型まちづくりが実践されています。
- 地域主導型の再生可能エネルギー事業により、地域資源を活かした再生可能エネルギーが普及拡大し、輸入依存の化石燃料から再生可能エネルギーで暮らしが営まれる持続可能な地域（エネルギー自立地域）に向けた取組が進展しています。
- 気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小化あるいは回避されています。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 様々な主体の連携・協働による自然環境の保全・再生活動を通じて、自然環境エリアが拡大し、豊かな生態系、種の多様性、個性ある遺伝子からなる本県ならではの生物多様性が保たれています。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣による被害防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業が営まれることにより、人々の生活と調和した美しい景観が保たれています。
- 自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化、健康などの多様な社会課題の解決につなげる取組により、人と自然が共生する持続可能な社会が実現し

ています。

- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることが認識され、行政、団体・NPO、企業、個人などあらゆる主体が日常において自然環境に配慮した行動をしています。こうした活動の継続により、美しい景観が保たれ、自然の恵み、人とのふれあいを求めて県内外から多くの方が訪れています。

4 水環境の保全

- 森林・農地等における水源の涵養^{かん}が図られ、健全な水循環が保たれています。また、生活や経済活動において水資源が適正に利活用されています。
- 本県に水源を有する8つの一級水系や諏訪湖、野尻湖など、県内の河川・湖沼・地下水等の水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保されています。
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあうとともに、水辺地にはその場にふさわしい水生生物が生育・生息し、豊かな生態系が保たれています。

5 大気環境等の保全

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持されています。

6 循環型社会の形成

- 県民一人ひとりにSDGsのゴール12「つくる責任つかう責任」の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動の見直しがされ、環境負荷の少ない循環型社会が形成されています。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

第4章では、第3章の「長野県の将来像」を実現するため、計画の基本目標と5年間（2023～2027年度）に取り組む主な施策を示します。

■基本目標



（基本目標の趣旨）

（施策の推進に当たって）

■ 施策体系

施策の柱	大項目	中項目
1 持続可能な社会の構築	(1) 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進	・ 環境教育・E S Dの推進 ・ 啓発活動の推進
	(2) パートナーシップによる環境保全活動の推進	・ 地域における協働の支援 ・ 各分野における協働の推進 ・ 海外との連携・協力
	(3) 豊かな自然やライフスタイル等の発信	・ 信州の魅力発信による移住・交流の促進
	(4) 環境影響評価による環境保全の推進	・ 環境影響評価制度の適切な運用 ・ 公共事業における環境配慮の推進
	(5) 環境保全に関する調査研究等の強化	・ 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 ・ 水環境保全に係る調査研究の強化及び環境学習等の推進 ・ 調査研究等に必要な体制整備
2 脱炭素社会の構築	(1) 徹底的な省エネルギーの推進	・ 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化 ・ 家庭部門におけるエネルギー効率化 ・ 産業・業務部門におけるエネルギー効率化
	(2) 再生可能エネルギーの普及拡大	・ 地域主導型の再生可能エネルギーの促進 ・ 太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電、非木質バイオマス発電、その他の発電 ・ 熱供給・熱利用 ・ 再生可能エネルギー利用の促進 ・ 再生可能エネルギーと地域の調和の促進
	(3) 総合的な地球温暖化対策	・ 産業イノベーションの創出支援 ・ エシカル消費の促進 ・ プラスチックの資源循環等の推進 ・ 森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進 ・ 農業生産現場における取組の促進 ・ 気候危機に向けた連携 ・ 気候変動への適応
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	(1) 生物多様性の保全	・ 多様な動植物の保全対策 ・ 外来種対策の推進
	(2) 自然環境（生態系）の保全	・ 自然が有する多面的な機能の向上と活用 ・ 持続可能な農林業の推進
	(3) 自然とのふれあいの推進	・ 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 ・ 自然公園の整備と利用促進 ・ 自然体験活動の推進
4 水環境の保全	(1) 水源の涵（かん）養と適正な利活用	・ 水収支の把握 ・ 地下水の涵（かん）養 ・ 水源地域の保全 ・ 水資源の適正な利活用
	(2) 安心安全な水の保全	・ 水質監視 ・ 発生源対策 ・ 河川・湖沼の浄化対策 ・ 水に関する災害対策
	(3) 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出	・ 親水性に優れた水辺づくり ・ 水辺における生態系の保全 ・ 水辺の環境保全活動等の推進
	(4) 水環境保全に係る調査研究の強化及び環境学習等の推進	・ 水環境保全に係る調査研究の強化 ・ 環境学習、情報発信等の推進
5 大気環境等の保全	(1) 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保	・ 大気環境の監視等 ・ アスベスト（石綿）対策 ・ 騒音・振動・悪臭の防止 ・ 光害（ひかりがい）対策等 ・ 放射能対策
	(2) 化学物質による環境汚染の防止と対策	・ ダイオキシン類対策 ・ その他の化学物質対策
6 循環型社会の形成	(1) 廃棄物の4 Rの推進	・ 4 Rの推進 ・ 地域循環圏等の形成
	(2) 廃棄物の適正処理の推進	・ 廃棄物の適正処理体制の整備 ・ 廃棄物の不法投棄等の防止

■実施施策

1 持続可能な社会の構築

【推進標語】「●●● ●●● ●●●」



【施策の方向性】

- 環境保全に関する環境教育や啓発活動を推進し、環境に配慮する意識を高めるとともに、実践的な行動を促進します。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、環境保全活動を推進します。
- 豊かな自然やライフスタイルなど本県の魅力を発信し、移住者や交流人口の拡大を図ります。
- 環境影響評価制度の適切な運用により、環境保全を推進します。
- 環境保全研究所の機能強化により、科学的知見から県の環境施策を推進します。

【達成目標】

(1) 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進

ア 環境教育・ESDの推進

- ESD（持続可能な開発のための教育）の推進
- 幼児期・学齢期における環境教育の推進
- 地域における環境教育、体験機会の場の創出・支援

イ 啓発活動の推進

(2) パートナーシップによる環境保全活動の推進

ア 地域における協働の支援

イ 各分野における協働の推進

- 脱炭素社会の構築
- 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 水環境の保全
- 大気環境等の保全
- 循環型社会の形成

ウ 海外との連携・協力

- (3) 豊かな自然やライフスタイル等の発信
 - ア 信州の魅力発信による移住・交流の促進

- (4) 環境影響評価による環境保全の推進
 - ア 環境影響評価制度の適切な運用

 - イ 公共事業における環境配慮の推進

- (5) 環境保全に関する調査研究等の強化
 - ア 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化

 - イ 水環境保全に係る調査研究の強化及び環境学習等の推進

 - ウ 調査研究等に必要な体制整備

2 脱炭素社会の構築

【推進標語】「●●● ●●● ●●●」



【施策の方向性】

- 交通、家庭、産業・業務など各部門における徹底的な省エネルギーの推進とともに、環境負荷の低いまちづくりを進めます。
- 地域主導型の再生可能エネルギー事業を支援することにより、再生可能エネルギーを普及拡大し、エネルギー自立地域の実現を目指します。
- 気候変動リスクの認識を県民が広く共有するとともに、廃棄物の排出抑制や森林整備等を含め、気候変動への緩和策や適応策を総合的に推進します。

【達成目標】

(1) 徹底的な省エネルギーの推進

ア 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化

- 自動車使用に伴う環境負荷の低減
- 環境負荷の低い交通手段への転換
- 環境負荷の低いまちづくり

イ 家庭部門におけるエネルギー効率化

- 家庭用機器の高効率化と効率的使用
- 住宅の高断熱・高気密化

ウ 産業・業務部門におけるエネルギー効率化

- 事業者の省エネ取組の促進
- 業務用ビルにおけるZEBの普及等
- エネルギー需給情報の把握

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大

ア 地域主導型の再生可能エネルギーの促進

- 地域主導の基盤整備
- 事業化への支援

イ 太陽光発電

ウ 小水力発電

エ 木質バイオマス発電

オ 非木質バイオマス発電

カ その他の発電

キ 熱供給・熱利用

ク 再生可能エネルギー利用の促進

ケ 再生可能エネルギーと地域の調和の促進

(3) 総合的な地球温暖化対策

ア 産業イノベーションの創出支援

イ エシカル消費の促進

ウ プラスチックの資源循環等の推進

エ 森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進

オ 農業生産現場における取組の促進

カ 気候危機に向けた連携

キ 気候変動への適応

○気候変動の影響把握と将来予測

○気候変動影響への適応策の推進

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

【推進標語】「●●● ●●● ●●●」



【施策の方向性】

- 希少な野生動植物や固有性の高い種の保護とともに、多様な生物が生息・生育する環境づくりに取り組みます。
- 多様な主体の連携による自然環境の保全・再生活動を推進します。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣被害の防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業を推進します。
- 自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげる取組を推進します。
- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることを認識できるよう、学びとつながりの場を提供します。

【達成目標】

(1) 生物多様性の保全

ア 多様な動植物の保全対策

イ 外来種対策の推進

(2) 自然環境（生態系）の保全

ア 自然が有する多面的な機能の向上と活用

イ 持続可能な農林業の推進

○ 農業・農村の振興

○ 林業の振興

○ 野生鳥獣による被害抑制

(3) 自然とのふれあいの推進

ア 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理

イ 自然公園の整備と利用促進

○ 登山道・トイレ・道標等の整備

○ 自然保護センター等の機能強化

ウ 自然体験活動の推進

4 水環境の保全

【推進標語】「●●● ●●● ●●●」



【施策の方向性】

- 水源の涵^{かん}養機能を高め、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図り、健全な水循環の構築を進めます。
- 良好な河川・地下水の水質を保全し、湖沼の水質の改善を進めるとともに、自然災害に対する防災・減災対策に取り組み、安心安全な水環境の保全を進めます。
- 親しみやすい水辺環境の整備や生態系保全の取組を進めるとともに、人々の水への関心をより一層高めます。

【達成目標】

（１）水源の涵^{かん}養と適正な利活用

ア 水収支の把握

イ 地下水の涵^{かん}養

- 森林
- 農村部
- 都市部

ウ 水源地域の保全

エ 水資源の適正な利活用

（２）安心安全な水の保全

ア 水質監視

イ 発生源対策

- 特定汚染源
 - (7) 生活排水対策
 - (イ) 事業場排水対策
 - (ウ) その他の汚染源対策
- 非特定汚染源

ウ 河川・湖沼の浄化対策

エ 水に関する災害対策

(3) 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出

ア 親水性に優れた水辺づくり

イ 水辺における生態系の保全

ウ 水辺の環境保全活動等の推進

(4) 水環境保全に係る調査研究の強化及び環境学習等の推進

ア 水環境保全に係る調査研究の強化

イ 環境学習、情報発信等の推進

5 大気環境等の保全

【推進標語】「●●● ●●● ●●●」



【施策の方向性】

- 大気環境の常時監視により汚染状況を正確に把握するとともに、発生源に対する監視・指導により、清浄な大気環境の維持を図ります。また、騒音・振動・悪臭を防止するため、騒音などの実態把握を進め、良好な生活環境を保全します。
- ダイオキシン類などの有害化学物質の状況について、調査・監視により状況を把握し、環境汚染や県民の健康への影響を防止します。

【達成目標】

(1) 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保

ア 大気環境の監視等

イ アスベスト（石綿）対策

ウ 騒音・振動・悪臭の防止

エ 光害（ひかりがい）対策等

オ 放射能対策

(2) 化学物質による環境汚染の防止と対策

ア ダイオキシン類対策

イ その他の化学物質対策

6 循環型社会の形成

【推進標語】「●●● ●●● ●●●」



【施策の方向性】

- 3 R（ごみを減らす、繰り返し使う、再生して利用する）に、使い捨てプラスチック製品等から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた 4 R に取り組みます。
- 災害により発生する災害廃棄物、感染症の影響による生活様式の変化に伴うごみの増加、高齢者等でごみ出しが困難な方への支援など、様々な課題に対し、関係者と連携して取り組みます。
- 廃棄物分野における CO₂ 排出抑制のため、化石燃料由来のプラスチック焼却量の低減、熱エネルギーの有効利用など 2050 ゼロカーボンに向けた取組を進めます。
- 廃棄物の排出事業者や処理業者、廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理を推進します。

【達成目標】

（１）廃棄物の 4 R の推進

ア 4 R の推進

- 一般廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）
- 産業廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）
- 再使用の推進（リユース）
- 再生利用の推進（リサイクル）
- 代替素材への転換（リプレイス）

イ 地域循環圏等の形成

（２）廃棄物の適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理体制の整備

- 一般廃棄物の適正処理の確保
- 産業廃棄物の適正処理の確保
- 特定有害産業廃棄物等の適正処理
- 災害等緊急時の適正処理体制の確保

イ 廃棄物の不法投棄等の防止

■ 地域の特徴を踏まえた取組の推進

● 標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）

長野県の特徴の一つである「標高差」に着目し、「山岳・高原ゾーン」「中山間地ゾーン」「市街地ゾーン」の3つに区分けし、それぞれのゾーンにおける施策展開の考え方を記載予定

（参考）第4次計画の記載



● 地域別の特徴と実施施策（水平ゾーニング）

10の広域圏ごとに、地域の特徴を活かした取組や地域が抱える課題の解決に向けた取組など、環境保全や地域活性化の取組を記載予定

（参考）第4次計画の記載

地域	地域特性・実施施策
北アルプス	（地域特性） 3,000m級の山岳や高層湿原を身近に親しむことができ、多くの登山客が訪れています。また、県内で唯一日本海を眺めることができる妙高戸隠連山国立公園内の雨飾山も景勝地として人気を集め、これらの山岳地域には、国の特別天然記念物で県鳥のライチョウが生息しています。 （実施施策） ①登山道の整備やユニバーサルツーリズムを通じた山岳観光地づくり ②自然保護レンジャーとの連携によるライチョウや希少野生動植物の保護
長野	（地域特性） 千曲川と犀川が合流する善光寺平を中心に、北東部を上信越高原国立公園、北西部を妙高戸隠連山国立公園、南西部を聖山高原県立公園に囲まれ、緑豊かな自然環境に恵まれています。 （実施施策） ①豊富で安定した水量と落差のある千曲川の支流を活用した小水力発電等の自然エネルギーの普及拡大 ②2つの国立公園があるメリットを活用した広域観光の促進に向けた登山道等の整備支援
北信	（地域特性） 中央を千曲川が流れ、ユネスコエコパークや日本ジオパークに認定されている上信越高原国立公園の三国山脈や閑田山脈に囲まれ、高社山を境に北部は日本有数の豪雪地帯となっています。また、冬期間の農家の副業として始まった「えのきたけ」の生産量は日本一を誇り、きのこ生産が盛んな地域となっています。 （実施施策） ①上信越高原国立公園の優れた自然環境の保全と利用拡大 ②きのこ栽培から発生する使用済培地の再生利用・エネルギー利用の促進



第5章 計画の推進体制等

第5章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、環境部を中心に全庁的な取組を展開します。
- 多岐にわたる環境問題に対応し、環境行政を効果的に推進するため、各種研修などを通じて、環境行政を担当する県職員の政策立案能力や資質の向上を図ります。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、持続可能な社会の実現を目指します。

2 進捗管理と評価

- 計画の進捗管理を行い、達成目標に対する評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても計画の見直しを行います。